

## 令和7年度第2期川西市原油等高騰対策中小企業支援金 Q&A

よくお問い合わせのある主な質問内容を記載しています。詳しくは、募集要項をご確認いただき、ご不明な点は、支援金事務局（072-769-8333）へお問い合わせください。

### 支援対象者

#### Q 1 支援対象者は？

A 次に掲げる項目を満たす方です。

令和7年9月1日時点で市内に事務所又は事業所を有し、かつ市内で事業を継続する意思を有する事業者で、以下に該当する者

(1) 中小企業者

(2) 下表に該当するもの

法人格	次に掲げる要件の全てを満たすもの
医療法人 社会福祉法人	常時使用する従業員の数が100人以下であること。
企業組合 協業組合 集落営農組織 一般社団法人 一般財団法人	常時使用する従業員の数が300人以下であること。
特定非営利活動法人 公益法人 学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下であること。

※個人事業者の場合は、税務署に開業届書を提出しているもの

※常時雇用する従業員は、予め解雇の予告を必要とするパート、アルバイト、契約社員なども含みます。また、会社役員などは含めません。

その他、支援対象外となる要件については、『令和7年度川西市原油等高騰対策中小企業支援金募集要項』をご確認ください。

Q 2 中小企業者とは？

A 中小企業基本法第2条第1項に規定する法人または個人をいいます。

支援対象者の業種分類	中小企業者（下記のいずれかを満たしていること）	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業その他	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下

Q 3 中小企業基本法上の「会社」の定義を教えてください。

A 会社法上の会社を指すものと解しています。

また、下記の士業法人は、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっていると認められることから、中小企業基本法に規定する「会社」の範囲に含むものとして解しています。具体的には、以下のとおりです。

（中小企業庁HP内 FAQ「中小企業の定義について」より）

会社法上の会社等	・株式会社 　・合名会社 　・合資会社 　・合同会社 ・（特例）有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）
士業法人	・弁護士法に基づく弁護士法人 ・公認会計士法に基づく監査法人 ・税理士法に基づく税理士法人 ・行政書士法に基づく行政書士法人 ・司法書士法に基づく司法書士法人 ・弁理士法に基づく特許業務法人 ・社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人 ・土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

Q 4 法人格の定義を教えてください。

A 各法人格の定義は以下のとおりです。

中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

集落営農組織 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第1項の規定による認定を受けた団体をいう。

特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。

公益法人 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人をいう。

学校法人 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。

Q 5 本店や主たる事務所の所在地が市外でも申請できますか。

A 申請事業者は、その所在地が市内・市外を問わず、市内に店舗・事業所を有する事業者となります。

Q 6 令和7年11月1日に開業しました。申請できますか。

A 申請できません。基準日（令和7年9月1日）現在で事務所又は事業所を有し、かつ市内で事業を継続する意思を有する事業者が対象となります。

Q 7 市内に事業所・店舗がある場合、市外の事業所・店舗で発生した経費をこの支援金の対象することができますか。

A 市内に事業所・店舗がある場合は、市外の事業所・店舗で発生した経費も対象となります。

Q 8 個人事業者で事業所は市内にありますが、代表者個人の住民票は市外です。申請できますか。

A 市内に事業所を有していれば対象となります。ただし、市内に住民票があっても、市内に事業所がない場合は、対象外となります。

Q 9 市内で複数の事業所がありますが、それぞれで申請できますか。

A 市内に複数の事業所がある場合でも、1事業者1回限りとなります。

Q 10 複数の事業所がある場合の従業員数の数え方はどうなりますか。

A 法人全体の従業員数となります。

### 支援対象経費

Q 11 どのような経費が対象ですか。

A 対象となる経費は、以下の通りです。

業務を行う上で使用した光熱費（電気代、ガス代）及び燃料費（ガソリン、軽油、灯油、重油）で、令和7年4月から10月までの間の任意の1月間に購入した金額の合計額

Q 12 【燃料油】、【電力・ガス】の購入月は種別ごとに別の月を指定してもよいですか？

A 令和7年4月から10月の間の1月間であれば、【燃料油】と【電力・ガス】ごとに別の月を指定しても問題ありません。

Q 13 電力・ガスの購入月の基準日はいつですか？

A 検針日または使用期間の末日が属する月を購入月とします。

Q 14 購入金額とは、消費税を含む金額ですか。

A 申請画面の購入金額欄には、消費税込みの金額を記載してください。

Q 1 5 支援対象経費が10万円であった場合、支援金額はいくらになりますか？

A 支援金額は、第1期に申請された方と第2期より新たに申請される方によって異なります。詳細は下記のとおりです。

第1期に申請された方：第1期の支給金額と同額を支給します。

第2期から新たに申請される方：支援対象経費に6を乗じて得た額の10分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に2を乗じて得た額以内とし、上限が40万円、下限が5,000円です。

質問の場合、支援金額は下記の計算のとおりです。

$$\text{支援金額} = 10\text{万円} \times 6 \times 0.1$$

$$= 6\text{万円} \times 2$$

$$= \underline{12\text{万円}}$$

Q 1 6 燃料油の申請だけで支援金の上限40万円を超えてしまいます。この場合であっても他の支援対象経費の申請は必要ですか？

A 他の支援対象経費の申請は不要です。上限40万円のため、他の支援対象経費の申請をおこなっても対象となりません。支援対象経費の中で金額の大きいものから申請するとスムーズです。

Q 1 7 支援対象経費の確認書類に複数の領収証などを撮影して添付してよいですか？

A 複数の領収証などを撮影して添付して問題ありません。1つの添付ファイルに1つの確認書類である必要はありません。

### 申請手続き

Q 1 8 申請期間はいつまでですか。

A 申請期間は、令和8年2月2日(月)から令和8年3月2日(月)までとしていますが、予算に達し次第終了となります。

Q 1 9 申請書の提出方法は、電子申請のみですか？

A 申請は電子申請のみです。

お困りの場合は、支援金事務局へご相談ください。

**Q 2 0 確認書類にはどのようなものがありますか。**

A 「購入年月日」、「購入金額」がわかる書類が必要です。

燃料油では、領収書、請求書、請求明細書などがあり、電力・ガスでは、領収書、請求書、請求明細書、使用量のお知らせ、検針票などがあります。

なお、申請の際は、領収書などの「購入年月日」、「購入金額」の記載があることを確認し、添付してください。

**Q 2 1 電力・ガスの「購入年月日」、「購入金額」はどの書類に記載されていますか？**

A 「購入年月日」は検針日、「購入金額」は、使用料・利用料または電気料金・ガス料金等として請求明細書、使用量のお知らせ、検針票などに記載されています。

電力・ガスの契約先によって様式等が異なりますので不明点等ありましたら支援金事務局へご相談ください。

**Q 2 2 支援金の支給はいつ頃ですか？**

A 書類の不備等がなければ、交付申請の日から40日以内に支払いを予定しています。

**Q 2 3 第1期で申請しましたが、同様に申請は必要ですか？**

A 第1期で申請された方も申請は必要です。領収書などの添付書類は不要です。

**Q 2 4 第1期で申請しました。支援対象経費の購入月や購入金額は変更できますか？**

A 第1期で申請された支援対象経費の購入月や購入金額は変更できません。